

長野県高齢者虐待対応現任者標準研修

対応段階、終結段階における
留意点とポイント

この時間の目的

- 措置入所で高齢者の安全は確保されたが、養護者支援が行われず、虐待をしていた養護者が経済的に困窮してしまっている。
- 虐待認定したが、その後虐待は確認されなかったため、期限を決めない「様子見」対応となり、いつの間にか忘れられたケースになっている。

こういうことを無くすための方法について考えましょう。

第1問

- 対応段階とは、虐待を受けている高齢者の安全確保に関する対応を行う時期のことを指す

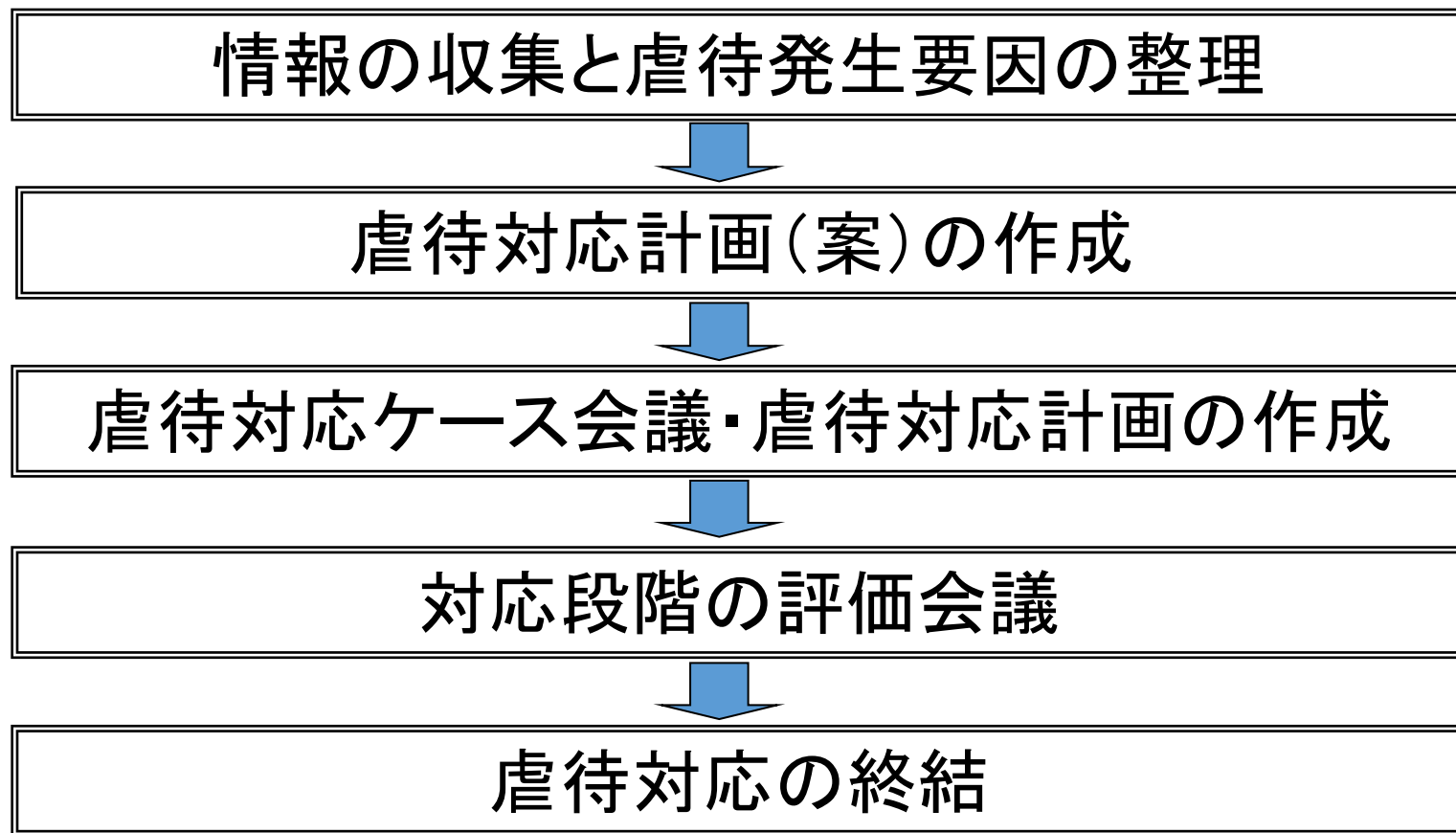
○ ・ ×

第2問

- 虐待が再び発生しないように虐待をしている養護者に再発防止を約束させることは市町村の責務である

○ ・ ×

養護者による虐待の対応段階～終結の範囲



◆対応段階

高齢者の生命・身体 of 安全確保を常に意識し、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行う。

◆終結段階

虐待が解消されたと確認できること、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極め、虐待対応としての終結を行う。

5. 1 情報収集と 虐待発生要因・課題の整理

- ・イメージ

（続き） Aさんの安全は確保されましたので、これからは虐待の解消に向けて取り組みましょう。

Aさんは息子さんとまた暮らしたいと話していますが、介護が必要な状況です。

息子さんは小学校の時、特殊学級に通っていたようです。仕事が長続きせず、母親の年金に頼った生活を送られています。

もしかしたら、息子さん自身の経済的な自立ができて、介護負担も軽減できれば、また一緒に暮らせるかもしれませんね。

では、Aさんについては要介護認定申請をすすめましょう。息子さんについては専門医受診と利用可能な制度についての情報提供を働きかけましょう。

5. 1 情報収集と虐待発生要因・課題の整理

(1) 対応段階における情報収集と整理

- 「なぜ虐待が起きたのか」、「再発防止に向けてどのような支援が必要なのか」を検討するために情報を集めます。
 - ⇒ 虐待発生の変因と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズを明確化します。
- 虐待対応の終結に向けて、必要な情報を集め整理します。
 - ⇒ 分離した事案でも、再統合を目指しつつ、分離による終結もあります。

ポイント

終結の形態が、再統合なのか、分離（施設入所など）なのかによって、集める情報も変わります。

5. 1 情報収集と 虐待発生要因・課題の整理

(2) 虐待発生要因の明確化

- 虐待発生要因だと思われるものを共有することが大切です。
 - ⇒ 虐待の解消に向けて、虐待発生要因の明確化が不可欠です。
そのために、収集した個々の情報から虐待発生のリスクを
探り、相互の関係性を整理・分析し、要因分析に繋がめます。
- 高齢者が安心して生活を送るために必要な対応課題やニーズにも
着目し、虐待対応計画に反映させて対応することが必要です。
- 発生要因＝解決できるものとは限りません。
 - ⇒ 解決できない要因があることも共有することが必要です。

ポイント

要因だけでなく、高齢者本人の意思や希望、養護者・
家族の意向などについても丁寧に把握することも大切です。

5. 1 情報収集と 虐待発生要因・課題の整理

(3) 高齢者が安心して生活を送るための環境整備に 向けた課題やニーズの明確化

以下のような視点を盛り込んだ対応計画を立案します。

- 継続した見守りと予防的な支援
- 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）
- 介護技術等の情報提供
- 専門的な支援

ポイント

事案により対応が異なるため、「こうあるべき」ということを示すことは難しいですが、終結に向けた高齢者・養護者の虐待対応計画を市町村が作成します。

虐待対応計画の作成

- 虐待対応計画は、虐待の解消と高齢者が安定した生活を送るための環境を整えるために必要な対応をチームとして計画的に進めていくために作成するものです。
- 虐待対応計画は、市町村担当部署と地域包括支援センターが連携して作成し、虐待対応ケース会議で、課題や目標、役割分担と期限などを確認の上、決定し、実行します。
 - ⇒ 高齢者の生命や身体、財産を守るために必要な対応を市町村の責任において実施するために作成する。
 - ⇒ 虐待対応計画作成にあたり、高齢者の自己決定への支援、高齢者と養護者の利害対立への配慮、虐待発生要因と関連する課題への支援、養護者支援機関へのつなぎなどを重視して作成する。

虐待対応ケース会議

- 虐待対応ケース会議は、当該事例に関係する機関が、必要な対応をチームとして行うために、虐待対応計画について内容を協議し、決定する場です。

- 出席者

市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員で構成
終結を意識した虐待対応計画案を作成する段階では、関与する
関係機関に市町村担当部署から出席を依頼

⇒ 高齢者の課題に対応している機関の職員
養護者支援を行っている機関の職員
家族への支援を行っている機関の職員
虐待対応専門職チームの弁護士、社会福祉士

役割分担

市町村担当部署

会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、必要な資料の準備、
会議記録の作成・保管 など

地域包括支援センター：虐待対応計画書案及び虐待対応計画（帳票類）の作成 など

5. 2 対応段階の評価会議

(1) 情報の集約・共有化

- 直接面談のほか、関係機関などからも情報を集約します。

(2) 評価

- 前回の会議で立てた計画の実行状況を確認し、ここまでの対応について振り返ります。

(3) 対応段階における再評価

- 虐待対応の責任を持つ市町村は、虐待対応を終結させるまで、虐待対応計画の立案、実施と評価を繰り返し、終結にむけた取り組みとなっているのかを絶えず振り返ります。

ポイント

終結に向けた支援となっているかを振り返る場面です。

対応段階の評価会議

- 市町村は、虐待対応計画の実施状況や対応が適切だったかどうか評価します。
- 対応段階の評価会議は、虐待対応の見直し、継続または終結についても検討します。
- 計画の実施状況等の確認・評価は、当初設定した評価日を厳守して行います。
- 出席者：市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員
⇒ 行政権限の行使や終結の判断をする場合は、市町村担当部署の管理職が出席することが必要です。
- 常に終結の可能性や終結の具体的形態について意識していく必要がある点が初動期段階での評価会議との相違点です。
⇒ 虐待対応計画に即し、実施状況等の確認・評価を行います。
初動期同様、各目標に対する実施状況、確認した事実と日付、目標及び対応方法の変更の必要性の有無とその内容を確認し、虐待発生のリスク状況、高齢者本人、養護者の意向や状況について合議した上で、評価のまとめを行います。

評価結果のまとめと今後の対応についての協議

- 虐待対応計画の実施状況等について確認・評価を行った結果、虐待対応を継続するか、継続する場合どのような継続とするか、あるいは終結が可能か等を検討します。
- 終結が可能かどうかの判断は、虐待発生要因が明確化され、実際に虐待が解消しているか否かによりなされます。

○虐待が解消していない場合

- 新たなアセスメントシートを作成し、現在の虐待対応計画の対応内容を継続するか、個別の課題や対応方法、目標設定の変更を行うかを検討します。

○虐待が解消された場合

- 高齢者が安心した生活を送るための環境整備に向けて、虐待対応として継続する必要があるか、ないか検討します。
- 虐待対応として環境整備に取り組む必要がない場合は、終結とし、権利擁護対応または、包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行するか検討します。

【参考】 設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例- 【高齢者】

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてと言えるか。
- 対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

【参考】 設定した目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例- 【養護者】

- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されてないか。
- 高齢者の虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- 養護者の意向を確認しているか。
- 養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- 養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

【参考】 設定した目標や対応方法の変更の必要性を 検討するための確認事項例- 【その他の家族】

- 他の家族の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- 他の家族の関わりにより、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

【参考】 設定した目標や対応方法の変更の必要性を
検討するための確認事項例

【関係者（近隣・地域住民等との関係を含む）】

- 関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- 関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

第3問

- 虐待対応が終結すれば、高齢者・養護者への支援も終了となる

○ ・ ×

第4問

- 虐待発生リスクはゼロではないが、虐待が起きる可能性は低く、見守り体制が構築されたので虐待対応を終結とした

○ ・ ×

6 終結段階

- イメージ

評価会議を開催しましょう。現状はどうなっていますか？

Aさんは要介護の認定が出て、在宅に戻り、介護保険サービスを利用しながら息子さんと生活できています。

息子は障害年金が受給できるように手続きを進めています。介護保険サービスを活用することで介護負担も軽減できているみたいですよ。

よかったですね。では身体的虐待は解消されたと判断し、虐待対応は終結としましょう。

ただし、虐待再発の可能性がゼロではないので、何かあればすぐに対応できるようにケアマネジャーとの情報共有を密にしていきましょうね。

6 終結段階

- 虐待対応の終結は評価会議で判断します。
 - ⇒ 市町村担当部署の管理職が参加する会議で「終結した」と判断します。
- 判断基準は以下の2点となります。
 - ① 虐待が解消されたこと。
 - ② 高齢者が安心して生活を送るための環境が整ったこと。

ポイント

虐待対応が終結しても、高齢者や養護者への継続的な支援が必要な場合が多いので関係機関と連携し、支援する必要があります。

6 終結段階

- 高齢者の安心した尊厳ある生活を取り戻すため、虐待対応は常に終結を意識して行われる必要があります。
- 虐待対応は必ず終結させる必要があります。
 - ⇒ 虐待対応が終結していないことは、高齢者への権利侵害が継続していること。
 - ※権利侵害とは、「高齢者の生命・身体・財産が危険な状態にある」こと。
- あくまでも虐待対応の終結であって、支援の終結ではありません。
- 虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

ポイント

虐待対応が終結しても、高齢者や養護者への継続的な支援が必要な場合が多いので関係機関と連携し、支援する必要があります。

虐待対応の終結から今後の対応の検討へ

- 事実確認調査で確認された虐待が解消されている
 - 評価時点でその他の虐待が生じていない
 - 個々の改善目標が計画どおり達成された
 - 虐待予防のための取組みが継続して行われている
 - 虐待が生じた場合の対応策が講じられている
- 「終結」はあくまでも「虐待対応としての終結」で、必ずしも当該高齢者や家族、施設や事業所等との関わりが終了することではない。
- ⇒必要に応じ「権利擁護対応」や「包括的・継続的ケアマネジメント支援」に移行
- ⇒地域包括支援センターや関係機関との連携体制を構築

ここまでの振り返り